**統一的な基準による一般会計等財務書類に係る注記**

１　重要な会計方針

　(1)　有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

　　①　有形固定資産･･･････････････････････････････取得価額

　　　　ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

　　　ア　昭和59年度以前に取得したもの････････････再調達価額

　　　　 ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

　　　イ　昭和60年度以降に取得したもの

　　　　取得価額が判明しているもの･････････････････取得価額

　　　　取得価額が不明なもの･･･････････････････････再調達価額

　　　　ただし、取得価額が不明な道路、河川、及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

　　②　無形固定資産･･･････････････････････････････取得価額

　　　　ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

　　　　取得価額が判明しているもの･････････････････取得価額

　　　　取得価額が不明なもの･･･････････････････････再調達価額

　(2)　有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的以外の有価証券

　ア　市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格

　イ　市場価格のないもの･･････････････････････取得価額

②　出資金

　ア　市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格

　イ　市場価格のないもの･･････････････････････出資金額

　(3)　棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

　(4)　有形固定資産等の減価償却の方法

　　①　有形固定資産（リース資産を除きます。）･･････定額法

　　　　なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

　　　　　　建物　　　 8 年 ～ 50 年

　　　　　　工作物　　 3 年 ～ 80 年

　　　　　　物品　　　 3 年 ～ 20 年

　　②　無形固定資産（リース資産を除きます。）･･････定額法

　　③　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

　　　　　　･･･････････････････････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

　(5)　引当金の計上基準及び算定方法

　　①　徴収不能引当金

　　　　未収金・長期延滞債権については、過去5年間の不能欠損額から算定した不能欠損率により、

徴収不能見込額を計上しています。

　　②　投資損失引当金

　　　　市場価額のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

　　③　退職手当引当金

　　　　退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給

された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち美咲町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

　　④　賞与等引当金

　　　　翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額に

ついて、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

　(6)　リース取引の処理方法

　　①　ファイナンス・リース取引

　 ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

　　　　　通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　　　イ　ア以外のファイナンス・リース取引

　　　　　通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　　②　オペレーティング・リース取引

　　　　通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　(7)　資金収支計算書における資金の範囲

　　　　 現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

　　 なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

　(8)　その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

　　①　物品の計上基準

　　　　物品については、取得価額又は見積価額が50万円以上の場合に資産として計上しています。

　　②　上記以外の固定資産の計上基準

　　　　建物や工作物など物品以外の資産についても、原則として取得価額又は再調達価額が50万円以上の場合に資産として計上しています。また、土地については、物品・建物・工作物等の償却資産（減価償却を行う資産）と異なり、非償却資産（減価償却を行わない資産）であることから、原則として全ての土地について、資産として計上しています。

③　資本的支出と修繕費の区分基準

　　　　資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

２　重要な会計方針の変更等

　　該当はありません。

３　重要な後発事象

　　該当はありません。

４　偶発債務

　(1)　保証債務及び損失補償債務負担の状況

　　　該当はありません。

　(2)　係争中の訴訟等

　　　該当はありません。

５　追加情報

　(1)　財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

　　①　一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

　　　　　一般会計

　　　　　住宅新築資金等貸付事業特別会計

　　　　　みさきネット事業特別会計

　　　　　津山・柵原線共同バス運行事業特別会計

　　　　　津山・西川線共同バス運行事業特別会計

　　　　　旭川ダム沿線バス運行事業特別会計

　　　　　久米郡障害程度区分認定審査事業特別会計

　　②　地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

　　③　地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

　　　　実質赤字比率　　　　　　 - %

　　　　連結実質赤字比率　　　　 - %

　　　　実質公債費比率　　　　 9.3 %

　　　　将来負担比率　　　　　38.3 %

　　④　繰越事業に係る将来の支出予定額　　491,333,000円

　(2)　貸借対照表に係る事項

①　売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

　　　　ア　範囲

　　　　　　庁内組織等において売却可能性があると判断した公共資産

　　　　イ　内訳

事業用資産 　　0円（0円）

土地 　　　　0円（0円）

インフラ資産 　　4,500円（1円）

土地 　　　 　　　4,500円（1円）

令和2年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

上記の括弧内の金額は貸借対照表における簿価を記載しています。

　　②　基金借入金（繰替運用）残高

　　財政調整基金　　　　800,000,000円

　　③　地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に

含まれることが見込まれる金額　 11,002,267,000円

　　④　地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおり

です。

標準財政規模　 6,740,600,000円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額　 1,317,123,000円

将来負担額　 19,257,919,000円

充当可能基金額　 6,129,367,000円

特定財源見込額　 46,151,000円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額　 11,002,267,000円

　(3)　純資産変動計算書に係る事項

　　純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

　　　①　固定資産等形成分

　　　　　固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

　　　②　余剰分（不足分）

　　　　　純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

　(4)　資金収支計算書に係る事項

1. 基礎的財政収支　　△53,409,932円

　　②　既存の決算情報との関連性

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収入（歳入） | 支出（歳出） |
| 歳入歳出決算書 | 11,216,225,895円 | 10,628,789,157円 |
| 財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額 | 804,636,670円 | 818,567,779円 |
| 繰上充用に伴う差額 | 24,774,234円 | * 円 |
| 繰越金に伴う差額 | △784,967,345円 | * 円 |
| 内部相殺に伴う差額 | △5,954,028円 | △5,954,028円 |
| 資金収支計算書 | 11,254,715,426円 | 11,441,402,908円 |

　　　地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに

対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計

算書は一部の特別会計（住宅新築資金貸付事業特別会計・みさきネット事業特別会計、津山・柵原線共同バス運行事業特別会計、津山・西川線共同バス運行事業特別会計、旭川ダム沿線バス運行事業特別会計、久米郡障害程度区分認定審査事業特別会計）の分だけ相違します。また、歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③　資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

　　　資金収支計算書

　　　　業務活動収支　 798,702,939円

　　　　投資活動収入の国県等補助金収入　 94,320,219円

　　　　投資活動収入のその他の収入　　 1,188,267円

財務活動収入のその他の収入　 6,920,999円

　　　　未収債権額の増減額　 △6,757,858円

　　　　減価償却費　 △2,481,721,309円

　　　　賞与等引当金増減額　 △4,327,281円

　　　　退職手当引当金増減額　 147,048,992円

　　　　徴収不能引当金増減額　 △1,108,542円

　　　　資産除売却益　 2,723,135円

純資産変動計算書の本年度差額 △1,443,010,439円

　　④　一時借入金

　　　　資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

　　　　なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

　　　　　一時借入金の限度額　 2,500,000,000円

　　　　　一時借入金に係る利子額　 - 円